

# 訪問調査について

法科大学院認証評価に関する自己評価担当者等に対する研修会

## ◇訪問調査の目的

- 書面調査では確認できない内容等を中心にして対象法科大学院の状況を調査。  
→体制の機能面、学生の達成度など
- 対象法科大学院にその調査結果を伝え、その状況等に関し、対象法科大学院との共通理解を図る。

## ◇機構の実施体制（訪問調査参加者）

- 原則として、各評価部会において当該対象法科大学院の書面調査を担当した委員を中心に編成し、若干名の機構教職員が随行。

## ◇訪問調査の内容

- 1 法科大学院関係者（責任者）との面談
- 2 法科大学院の一般教員、支援スタッフ及び関連する教育研究施設のスタッフとの面談
- 3 学生との面談
- 4 教育現場の視察及び学習環境の状況調査
- 5 根拠となる資料・データ等の補完的収集
- 6 法科大学院関係者（責任者）への訪問調査結果の説明及び意見聴取

# ◇訪問調査実施までの準備等

- 1 訪問調査実施日の決定
- 2 訪問調査スケジュールの決定に伴う準備
- 3 「書面調査による分析状況」及び「訪問調査時の確認事項」への対応

# 1 訪問調査実施日の決定

- 機構事務局から対象法科大学院に対して9月下旬～11月中旬頃の予定を照会します。
- 対象法科大学院の規模や訪問調査における調査内容の分量等を踏まえ、機構事務局を通じて対象法科大学院と協議した上で、評価部会が訪問調査実施日を決定します。
- 7月下旬までに対象法科大学院へ通知します。

## 2 訪問調査スケジュールの決定に伴う準備

- 評価部会は、訪問調査スケジュール及び面談対象者の属性等並びに視察・状況調査を行う授業・実習や施設・設備等を決定し、訪問調査の1ヶ月前までに機構事務局を通じて対象法科大学院へ通知します。
- 対象法科大学院は関係者のスケジュールの調整を行うとともに、面談等の会場、面談対象者の選定など、これらの内容が分かる資料を訪問調査の1週間前までに機構事務局へ提出してください。

### 3 「書面調査による分析状況」及び「訪問調査時の確認事項」への対応

- 「書面調査による分析状況」及び「訪問調査時の確認事項」を訪問調査の3週間から4週間前までに対象法科大学院へ通知します。  
(評価部会及び機構教職員の参加者名も併せて通知。)
- 対象法科大学院は、事実誤認等の意見や訪問調査時の確認事項に対する詳細かつ具体的な回答を訪問調査の1週間前までに機構事務局へ提出してください。